

香美市告示第 156 号

香美市若者出逢い応援事業実施要綱を次のように定める。

令和 7 年 8 月 8 日

香美市長 依光 晃一郎

香美市若者出逢い応援事業実施要綱

(趣旨)

第 1 条 この告示は、少子化対策の一環として、出逢いや結婚を望む市内在住の独身者を応援するため、結婚相手紹介サービス（以下「サービス」という。）の利用を経済的に支援することにより、婚姻数の増加に繋げることを目的として実施する、香美市若者出逢い応援事業（以下「本事業」という。）におけるカミカマネーの付与に関し、香美市補助金の交付に関する規則（平成 18 年香美市規則第 48 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる者)

第 2 条 カミカマネーの付与対象となる者は、申請日において次の各号を全て満たす、20 歳以上 39 歳以下の独身者とする。

(1) 令和 7 年 4 月 1 日以降に、次のいずれかのサービスの利用を開始していること。

ア 高知で恋しよ!!マッチング

イ 高知県内に営業所を有する結婚相談所

ウ インターネットマッチングサービス（ただし、利用開始日及び申請時において、特定非営利活動法人結婚相手紹介サービス業認証機構による「インターネット型結婚相手紹介サービス認証（以下「IMS 認証」とする。）」を受けている事業者のサービスであること。）

(2) 申請年度の前年度 4 月 1 日時点で、香美市の住民基本台帳に登録されており、申請日においても登録され、かつ、現に香美市に居住していること。

(3) 市税等を滞納していないこと。

(4) 香美市暴力団排除条例（平成 22 年香美市条例第 51 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員でないこと。

(対象となる経費)

第 3 条 カミカマネーの付与対象となる経費は、サービスの登録料、利用料（月会費）及びこれに類する費用であつて、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに支払った費用であり、かつ、支払った金額が領収書等により確認できることを条件とする。

(付与額)

第4条 カミカマネーの付与額は、対象経費に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数がある場合はこれを切り捨てた額）とし、上限30,000円分とする。

（付与申請）

第5条 カミカマネーの付与を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、付与申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類のうち必要なものを添えて、市長に提出しなければならない。

- （1） サービスを利用していることを証明するもの
- （2） サービスの利用に係る登録料、利用料（月会費）及びこれに類する費用を支払ったことを証明する書類
- （3） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の申請は書面の提出又は市長が確認できる画像等の電子データの提出により行うものとする。

（付与決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、付与決定及び額確定通知書（様式第2号）により申請者に通知しなければならない。

（付与決定の取消し）

第7条 市長は、カミカマネーの付与を受けた者（以下「付与決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、カミカマネー付与決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） カミカマネーの付与の条件に違反したとき。
- （2） 偽りその他不正の手段によりカミカマネーの付与を受けたとき。
- （3） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定によりカミカマネーの付与決定を取り消したときは、付与決定取消通知書（様式第3号）により付与決定者に通知するものとする。

（返還）

第8条 市長は、カミカマネーの付与決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既にカミカマネーが付与されているときは、全部（一部）返還請求書（様式第4号）により、付与決定者に対し、期限を決めて付与したカミカマネーに相当する金額の返還を命ずるものとする。

（調査等への協力）

第9条 市長は、第6条の規定によりカミカマネーの付与を受けた対象者（前条の規定により市長がその返還を命じた者を除く。）に対し、香美市若者出逢い応援事業の効果を検証するための調査等に協力を求めることができる。

（補則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定

める。

附 則

この告示は、令和7年8月8日から施行する。